

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ブロードマインド株式会社	コード	7343
提出日	2026/6/4	異動(予定)日	2026/6/29
独立役員届出書の提出理由	社外監査役である座間陽一郎氏が、2026年6月29日付で社外監査役を退任することにともない、定時株主総会に社外監査役の選任議案が付議されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし		
1	福森 久美	社外取締役	○											△						有
2	高橋 直樹	社外取締役									○		○							
3	榊原 光	社外監査役	○															○		有
4	浅田 登志雄	社外監査役	○															○		有
5	櫛引 健	社外監査役	○											△					新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	当社は同氏が代表社員を務める合同会社に対し単発取引として新規事業開発のコンサルティングを依頼し2016年10月にコンサルティング報酬を支払っておりますが、当該報酬額が2017年3月期の当社売上高に占める割合は0.041%と僅少であることからその報酬額について金額的重要性はないと判断しており、今後、取引を行う予定もございません。	福森久美氏は公認会計士であり、また複数の上場企業において社内外役員経験を有するなど、企業経営全般に深い知見を有しており、公正かつ客観的な見地からの的確な助言によって当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献すると判断し、社外取締役として選任しております。 また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規則第436条の2に基づき、独立役員として選定しました。
2	同氏は当社の資本業務提携先である株式会社クレディセゾンの業務執行者であるため、当社の主要取引先かつ主要株主(10%以上)の業務執行者に該当いたします。このため、独立役員に指定しておりません。	高橋直樹氏は会社経営について豊富な知見を有しており、当該知見を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等を頂くことを期待して社外取締役として選任しております。
3		榊原光氏は長らく企業経営者として、また上場企業の監査役としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待して社外監査役に選任しております。 また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規則第436条の2に基づき、独立役員として選定しました。
4		浅田登志雄氏は主に企業法務を専門とする弁護士であり、主に法務・コンプライアンス面における豊富な経験と高い見識に基づく助言・提言及び監査体制強化への貢献を期待して社外監査役に選任しております。 また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規則第436条の2に基づき、独立役員として選定しました。
5	同氏は、株式会社アドバンスクリエイトの専務取締役を務めておりましたが、2025年12月に退任しております。なお、当社は同社との間でサービス提供等の取引関係がありますが、2026年3月期における当社グループと同社との取引額は、当社グループの連結売上高の1%未満であり、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	櫛引健氏は長らく企業経営者として、また上場企業の取締役としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役に選任しております。 また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規則第436条の2に基づき、独立役員として選定しました。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

※3 以上a~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものとご留意ください。
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。